

令和5年度事業計画

【概要】

令和4年度は、9月及び12月の施設内クラスターの発生による感染症対応等により、施設運営において積極的な行動が行えない1年であった。

このような状況において、伯方福祉会が実施する事業で、特に特別養護老人ホーム部門での運営・経営基盤の安定に取り組み、さらに地域福祉の発展へ寄与していける法人を目指すことを目標に令和5年度事業計画を策定する。

【分析】

法人としては、経営状況はやや安定的な状況となりつつあるものの、今後の定年職員の補充など人員の確保などに困難な状態が継続している。

事業別では、特養及び短期入所で、令和4年度に取り組んだ管理職の集中的な個別研修、主任・副主任クラスの育成やケアマネ育成、個別の介護職員育成については、一定の成果をあげているものの、更なる積み上げ式の研修の必要がある。

実施事業での課題としては、事業が特別養護老人ホーム及び併設のショートステイのみであり、在宅介護へのアプローチが出来ず、また収入源も限られており社会福祉法人としての強みを生かせていない。

【基本理念】

施設利用者に「安全」が満たされた上で、「安心」した気持で生活が継続でき、心身共に状態が「安定」し、楽しみや喜びを感じられる生活のお世話を提供する。

【実施事業】

- 1 第一種社会福祉事業
 - (1) 介護老人福祉施設はかた寿園の設置経営
- 2 第二種社会福祉事業
 - (1) 短期入所生活介護事業所はかた寿園の設置経営
- 3 要介護認定調査受託事業の実施

【事業運営基本方針】

- 1 法人及び事業所の永続的な経営と発展
適正な収支バランスをとり、健全で堅実な事業運営を行い、利用者及びその家族、地域のために自らの力で考え創り出すことができる人材を育成する。
- 2 お互いの人生を尊べる関係性の構築
利用者、職員ともども一度きりの人生であることを理解し、仕事を通じて労い思い合える関係性を構築する。
- 3 我々自身が誇れる事業所作り
働くことを通して自身の人生を豊かにでき、さらに関わる人達の人生へも配慮で

きる事業所づくりをおこなう。

4 地域社会への貢献と奉仕

私達を育てくれ、暮らしているしまなみ地域の将来を輝きのあるものへ切り開く精神を持ち、積極的に地域福祉の発展へ貢献できる機会を作る。

【令和5年度事業計画】

I 重点目標

1 経営の健全化

特別養護老人ホーム事業の安定化をはかり、持続可能な経営状況を続けるために、更なる人員配置の見直しや入所事業と短期入所事業共に稼働率を上げていく取り組みを行う。

また、多職種の連携をはかることでチームケアを推進し、お互い協力し合える関係を構築する。更に、働き方の多様性を追求し、有給休暇等の取得など国が進める働き方改革を基本にした上で、職員が安心して働き続けることが出来る経営を目指す。

2 地域福祉充実のための連携強化

自施設のサービスのみで完結することなく、地域に暮らす高齢者とその家族を、地域にある社会資源全体で支えることを目指し、伯方、大島、大三島の3島5町での介護サービス事業所間の連携強化を目指す。在宅サービスが不足している大三島地区へ、小規模通所介護事業所の令和5年10月開設を目指す。(事業所運営に関しては大島福祉会と共同運営とし、法人間連携の強化に努める)

3 人材の確保と育成

少子高齢化、島嶼部の人口減少に伴い、外国人技能実習生等の受入れを継続的に実施する。また、新卒者を含む採用時待遇改善などの人事制度等見直しを行うことにより、島嶼部内外からの新たな人材確保に努める。

4 ケアの標準化と負担の軽減

介護業界は、慢性的な人手不足と言われ続けており、そのような中で現に就業されている職員でも、業務において腰痛等に苦しむ職員も少なくないことから、国の進める抱えない介護（ノーリフティングケア）に取り組み、若年職員やベテラン職員までケアの標準化と負担減ができるよう努める。

5 専門教育の実施

特別養護老人ホームにおいて重要性が増してきている認知症ケア、看取りケアに関して、利用者及びそのご家族が満足して頂けるよう専門教育を受け、正しい知識のもとケアに活かせるよう努める。

II 事業計画

1 事業別事業計画

(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

施設に入所していても、身体的障害、認知症などがあっても、可能な限り元気であった時代の生活に近づけられるように、次の事項を推進する。

i) 認知症ケア

職員の基本的な知識の獲得、施設内研修で専門家の指導の下に認知症への理解を深め、間違った自立支援、認知症対応を見直し、利用者が安心して生き活きと役割を持ち生活ができるように努める。

福祉をサービス業種として、一段高い専門職集団である意識を持ち、丁寧で優しく、温かみのある接遇を進める。

また、認知症に関する知識は、認知症実践者及びリーダー研修を受講することにより獲得し、地域へ向けても認知症ケアにおいて活躍できる人材を輩出し、利用者本人やその家族から求められる職員、施設づくりに努める。

ii) 看取りケアの充実

近年、利用者の大多数がはかた寿園において最期を迎えられている現状、看取り期における意向が積極的な延命を望まず、痛みの緩和のみを希望されている。平穏死に向けた取り組みを進める中で、死は全ての人に訪れる自然なものであり、逆らうのではなく向き合うべきものとして受入れ、そこへ向けてその人らしい最期へ向けた介護の実践に努める。

iii) ケアの質の標準化と安定化

ケアに関して、どの職員でも同じケアが実施できるように、手順やマニュアルをその都度見直し、不足するところは作成し、自身がすべき任務を名文化することでケアの質を標準化及び均一化し、安定的に実施できるように努める。

(2) 短期入所生活介護事業所事業（短期入所、介護予防短期入所）

家族の介護負担軽減を含め、利用者が安心して在宅生活を継続できるように、単なる短期宿泊にとどまらず、家族支援も含め他機関との連携を密にし、次の事項を推進する。

i) 安心して利用できる介護サービスの提供。

居宅介護サービス計画書に沿った介護を基本とし、ご家族や本人の意向も踏まえた介護を行います。更に、在宅生活及び他の介護サービスと連携を密にし、どこにいても安心して生活できるように努める。

ii) 家族及び他機関との連携強化

定期のサービス担当者会議の他に、家族及び他の介護サービス事業者との連携をはかり、利用者の変化に迅速に対応する。そして、実務担当者レベルでも連携を行うことにより、ニーズと実情のミスマッチングを防止し、より在宅でも実施、応用可能な介護サービスを提供していく。

(3) 要介護認定調査受託事業

利用者の介護認定調査について受託し、公正・的確な調査を行う。

2 施設、設備

設備については耐用年数を迎える物も多く、大規模及び中規模の改修工事や入替工事を実施している。そのような中、今後も大小の改修工事等が予想される。その

ため、実情を把握し、計画を立て適宜改修を実施することが必要であり、それらを踏まえて事業運営を推進する。

- (1) 施設、設備の保全管理に努めると共に、環境美化の維持を行う。
- (2) 食中毒等の発生を防止するため、害虫等の発生予防及び駆除に努める。
- (3) 利用者に落ち着ける生活空間を提供できるように努める。
- (4) 優先順位を設け、利用者の生活に支障が出ないように計画的に設備の改修を実施する。

3 非常災害対策

はかた寿園は要介護状態の利用者を抱える事業所であり、想定される災害リスクに対する意識のレベルは一般の事業所より高くあるべきと考えられる。そこで、被害を受けた類似施設の教訓を踏まえ、非常災害対策について次の事項について認識を高め、取り組みの強化を進める。

- (1) 法令等を遵守し、防災設備の維持を心掛ける。
- (2) 消防訓練・避難訓練を年2回実施する。
- (3) 緊急時の対応について、周知徹底を図る

4 職員

- (1) 法人の定款、規則、規程等を遵守し、職員相互の協力関係を築くため、勉強会、親睦会、諸行事を通じて連帯感の醸成を行う。
- (2) 職員の健康管理に配慮し、十分な休養がとれる勤務形態確保を行う。
- (3) 職員の職務意欲の向上を図るため、研修の機会、資格取得の支援を行う。

5 資金計画

- (1) 社会福祉法人の「指導指針」に沿って、適正な会計処理を行う。
- (2) 令和5年度資金収支予算書に基づいて、適正・的確に執行する。

6 情報の公表（広報誌の発行等）

はかた寿園での生活を通して、利用者、家族、職員が相互に交流し、施設運営の情報を公開することを目的として随時発行します。また、季節に沿って園内の諸行事などを伝える紙面として「ことほぎ」を随時発行及びホームページを活用し、利用者、家族が園内での生活の様子を身近に感じられるようにします。